2027年度給付　奨学生募集要項

公益財団法人アジア国際支援財団

公益財団法人アジア国際支援財団は、成績優秀でありながら厳しい経済状況にある高等学校生・大学生・外国人留学生に対して奨学金を給付し、将来社会に貢献し得る有為な人材の育成に寄与してまいります。

1　採用予定人数	大学生・専門学校生・外国人留学生：１５名 高校生・外国人留学生：１０名
2　奨学金の内容	(1) 奨学金の額 ①大学生・専門学校生（外国人留学生含む） 月額 20,000 円（年額 240,000 円）/人 ②高校生（外国人留学生含む） 月額 10,000 円（年額 120,000 円）/人 ※本財団からの奨学金は返済義務のない給付型とする。 (2) 奨学金給付期間 2027 年 4 月～2028 年 3 月 (3) 奨学金給付時期 2027 年 4 月（4 月～7 月分）、8 月（8 月～11 月分）及び 12 月（12 月～翌年 3 月分）の年 3 回に分けて給付する。 (4) 奨学金の給付方法 奨学金は各給付月の下旬に、奨学生名義の金融機関口座へ振込により給付する。
3 奨学生の応募資格	◆大学生・専門学校生（外国人留学生含む） (1)日本国内に居住していること。 (2)日本国内の大学又は専門学校に在籍している者又は入学予定者であること。 (3)募集年度の 4 月 1 日時点において満 25 歳以下であること。 (4)経済的な理由により学費の支弁が困難であること。 (5)就学状況及び生活状況について適時報告できること。 ◆高校生（外国人留学生含む） (1)日本国内に居住していること。 (2)日本国内の高等学校に在籍している者又は入学予定者であること。 (3)経済的な理由により学費の支弁が困難であること。 (4)就学状況及び生活状況について適時報告できること。 (5) 募集年度の 4 月 1 日時点において満 20 歳以下であること。

	☆共通事項 (1)高等専門学校生は高校生として取り扱う。 (2)短期大学生は大学生として取り扱う。 (3)大学院生及び1年未満の短期留学生は対象外とする。
4 応募の手続	**応募者は、次に掲げる書類を本財団に提出するものとする。** (1)奨学生申込書（所定様式に自筆で作成・写真貼付） (2)身上書（所定様式に自筆で記入） (3)推薦書（所定様式による） (4)成績証明書（在学校が発行する直近のもの） ※大学生は、GPA制度を導入している場合はGPAが記載された成績証明書を、GPA制度を導入していない場合は通常の成績証明書を提出すること。 (5)在学証明書（在学校が発行する直近のもの） ※4月入学の方は「入学許可書」または「合格通知書」の写しを提出すること。 ※受験中の場合は、受験中であることが確認できる書類を提出すること。（受験票など） ※入学後に、学生証（顔写真及び学校名が確認できるページ）の写しを提出。 (6)住民票の写し（同一世帯全員分の記載があり、世帯主との続柄が記載されたもの。個人番号の記載は不要） 3か月以内に発行のもの ※外国籍は国籍、在留資格、在留期間等の記載必要（省略不可） (7)所得を証明する書類（家計支持者全員（父母、祖父母、兄弟姉妹等の所得を証明できる書類） ・給与所得者　直近年の給与所得の源泉徴収票の写し ・自営業者等　直近年の確定申告書の写し ◎一人暮らしの場合、仕送りの有無は関係なく、別居であっても家計支持者の収入証明書を提出のこと。※別紙参照 ※所定様式は、本財団のホームページからダウンロードするものとする。 ※提出書類はすべて日本語で記入すること。 外国人留学生については代筆を認める。 母国語による書類を提出する場合は、日本語訳を添付すること。
5 募集期間	2026年12月1日～2027年1月31日 2027年1月31日当日消印有効とする。 応募書類は本財団宛に郵送すること。 ※持参及びメールでの応募は受け付けない。
6 奨学生の選考・決定	2月1日～3月15日において、本財団の選考委員会による書類選考を行い、その後理事会にて決定する。 選考方法は書類選考とする。

7 奨学生の選考結果通知	奨学生の選考結果は、採否にかかわらず、本財団より本人へ書面にて通知する。 選考の経過及び決定理由については開示しない。 通知は 2027 年 3 月下旬を予定する。
8 奨学金の休止又は廃止	奨学生が以下に該当するときは、奨学金の支給を停止又は打ち切ることがある。 (1)休学・復学、転学（留学含む）又は退学したとき (2)停学、除籍その他の処分を受けたとき (3)正規の最短修業年限で成業の見込みがなくなったとき (4)負傷、疾病等のため就学の継続が困難となったとき (5)奨学金を必要としない事由が生じたとき (6)学業成績が著しく不良となったとき (7)応募書類等の提出書類に虚偽・不正があるとき (8)奨学生の義務を怠ったとき (9)その他、奨学生として適当でない事実があるとき
9 奨学生の義務	奨学生として採用されたときは、以下のことを行わなければならない。 (1)誓約書及び振込先届出書を理事長に提出 (2)就学状況・生活状況報告書の提出
10 その他/注意事項	(1)他の奨学金を受けている場合でも応募可能とする。 (2)奨学生の進路等について、この法人は一切関与しない。 (3)奨学金制度の概要、募集要項及び給付実績等の情報（個人情報を除く。）は、本財団のホームページにおいて公表する。 (4)4 月入学以外（秋入学等）の学生も応募可能とする。 ただし、奨学金の支給期間は 4 月から翌年 3 月までの年度単位とし、4 月以外の入学の場合は当該年度における在学期間分のみ支給する。 (5)外国人留学生の日本語力は問わない。 (6)提出された申請書類は返却しない。

【問い合わせ／郵送先】
〒170-0013 東京都豊島区東池袋 1-15-12 アムスビル
公益財団法人アジア国際支援財団 奨学生担当
TEL:03-5950-7721
FAX:03-5958-1521